

事 務 連 絡  
平成30年3月23日

社会福祉法人 御中

香川県健康福祉総務課

### 今後の評議員改選時における管理について

標題の件について、県内法人からの問い合わせを受け整理しましたので、参考までに送付します。取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 次回評議員改選時における注意事項について

次回の評議員改選時には、定時評議員会の前に評議員選任・解任委員会を開催し、新たな評議員を選任することが必要です。現評議員の任期は定時評議員会の終結の時までであり、新評議員の任期は評議員選任・解任委員会において選任された日からとなるため、現評議員と新評議員の任期の重なりが生じることとなります。

一方、法人と評議員の関係は、社会福祉法第38条の委任に関する規定に従うことから、評議員としての資格が生じ、定款に定める評議員定数に含めるのは、選任された者が就任を承諾した時からとなります。よって、定数の範囲内におさめるためには、「〇年度の決算に関する定時評議員会終結時に評議員に就任することを承諾する」旨の停止条件を付した就任承諾書を受領する必要がありますのでご注意ください。詳細は別紙1を御参照ください。

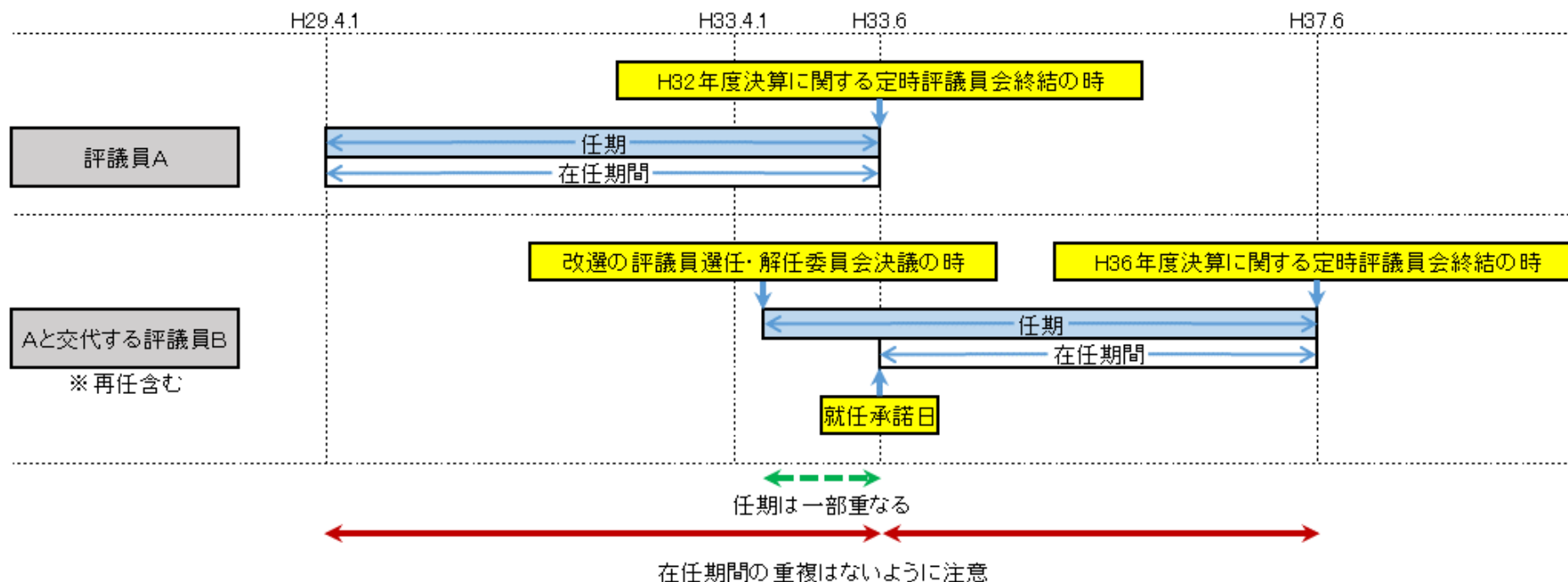
##### 2. 経過措置該当法人が本則適用となった場合の評議員の任期について

社会福祉法等の一部を改正する法律第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第4条第1項の規定に基づき、平成32年3月31日までの間の評議員数を4名以上としている法人（「経過措置該当法人」という）は、現在の評議員の任期と本則適用に基づき追加する評議員の任期について、注意点がありますので、別紙2を御参照ください。

#### 【担当者】

香川県健康福祉部健康福祉総務課  
生活福祉・法人指導G 谷・渡邊  
TEL : 087-832-3257  
FAX : 087-806-0209

【次回評議員改選時の注意事項（任期4年としている法人の場合）】



※「任期」の起算点は評議員選任・解任委員会での選任時となる。また、評議員選任・解任委員会での選任決議の効力発生時期を遅らせることはできない。（「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ & A）

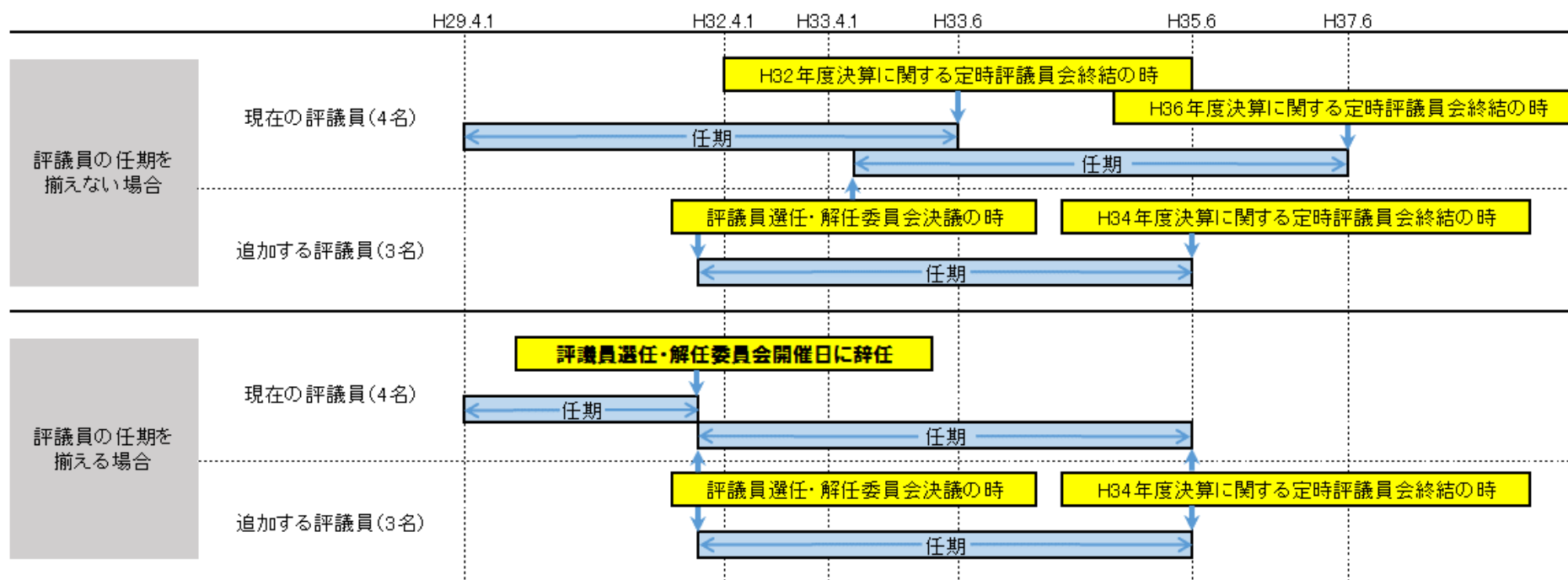
※「在任期間」の起算点は評議員として選任された者が就任を承諾した時（承諾の時に任期が開始していない場合は任期の開始時）となる。（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別紙「指導監査ガイドライン」）

※在任期間が重複した場合、評議員数が定数以上となるため重複しないように注意。

※在任期間の重複や、評議員の不在期間をなくすためには、「平成32年度の決算に関する定時評議員会終結時に評議員に就任することを承諾する」（任期4年の場合）旨の停止条件付きの就任承諾書を、事前あるいは選任された日当日に受領することが望ましい。

※改選の評議員選任・解任委員会が平成33年3月31日以前（平成33年度中）に開かれた場合は、任期の終期が「H35年度決算に関する定時評議員会終結の時」までとなるため注意。

## 【経過措置から本則適用後の任期（任期4年・評議員定数7名・経過措置によりH32.3.31まで4名の法人の場合）】



(※本則を適法に適用するためには、経過措置満了となるH32.3.31までに評議員選任・解任委員会で追加する評議員を選任しておく必要がある。)

1. 定款上、評議員の任期について、「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。」と規定している法人又は上記規定を定めていない法人  
 →任期途中で辞任した評議員の補欠として選任された評議員（再任の場合を含む）の任期は、前任者の任期を引き継がず、新たに4年の任期を開始することができるため、現在の評議員4名全員が評議員選任・解任委員会開催日に辞任し、評議員選任・解任委員会で新たな評議員7名（現在の4名については再任も可）を選任すれば、全員の任期を揃えることが可能。
2. 定款上、評議員の任期について、「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。」と規定している法人  
 →任期途中で辞任した評議員の補欠として選任された評議員（再任の場合を含む）の任期は、前任者の任期を引き継ぐことになるため、現在の定款の規定では、評議員の任期を揃えることはできない。  
 全員の任期を揃えるためには、1の規定に変更する定款変更が必要。